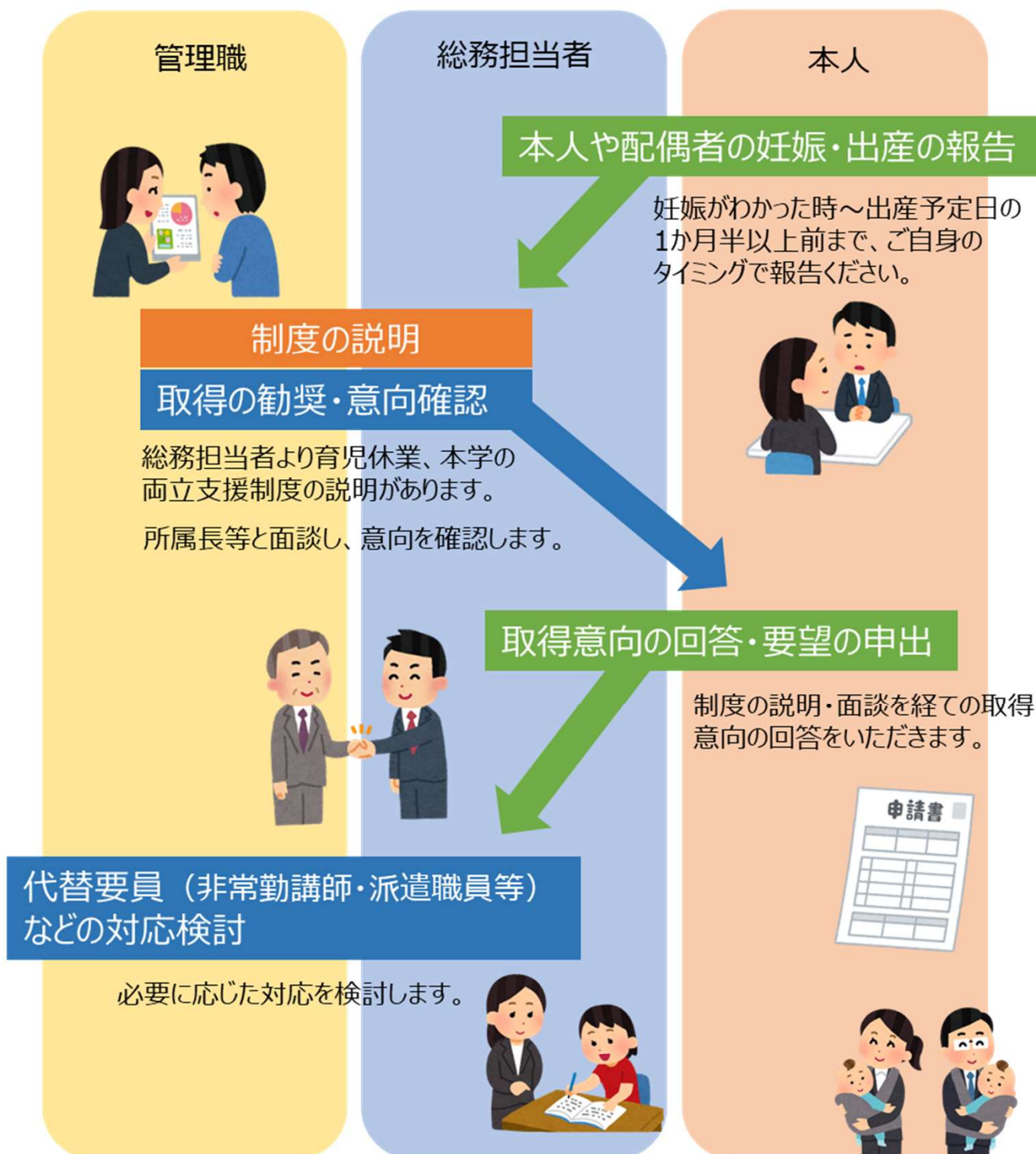


妊娠・出産の申出と育児休業・出生時育児休業制度等の 個別の周知・意向確認について

ご本人、パートナーの妊娠がわかったら、出産予定日の1か月半前までに
各部署の総務担当にお申し出ください。

担当者より関連する制度の説明と取得の意向確認をいたします。



安心して制度をご利用いただけるようサポートします。
ご不明な点がございましたら、ダイバーシティ推進室にお問い合わせください。

ダイバーシティ推進室

TEL: 029-228-8237 Email: diversity_office@ml.ibaraki.ac.jp



育児休業・出生時育児休業を取得しましょう

育児休業・出生時育児休業は、男女問わず取得することができます。
夫婦で協力して育児をするため積極的に取得しましょう。

■本学の育児休業制度

対象者	教職員（期間が定められている教職員で、申出時点で、子が1歳6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者、及び労使協定により、対象者から除外することとされた者については対象外となります。）
期間	常勤教職員：子が3歳に達する日（3歳の誕生日の前日）までの間の教職員が希望する期間 非常勤教職員：原則子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの間の教職員が希望する期間 ※育児休業期間は変更が可能です。ただし、休業開始予定日の繰り上げと休業終了予定日の繰り下げは、各1回に限ります。
申出先・期限	原則休業の1か月前までに所属の総務担当係に申し出てください。 （休業開始予定日の繰り上げについては1週間前まで）
回数	分割して2回取得可能。保育所等へ入所ができない場合等、特別な場合は2回を超えて取得可能。

■本学の出生時育児休業制度（令和4年10月1日施行）

対象者	教職員（期間が定められている教職員は、申出時点で、出生後8週間を経過する日の翌日から起算して6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者、及び労使協定により、対象者から除外することとされた者については対象外となります。）
期間	原則として、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までのうち4週間（28日）以内 ※出生時育児休業期間は変更が可能です。ただし、休業開始予定日の繰り上げと休業終了予定日の繰り下げは、各1回に限ります。
申出先・期限	原則休業の2週間前までに所属の総務担当係に申し出てください。 （休業開始予定日の繰り上げについては1週間前まで）
回数	分割して2回取得可能。（まとめて申し出ることが必要）

■育児休業・出生時育児休業には、雇用保険からの給付金の支給や社会保険料免除があります

育児休業給付・出生時育児休業給付

育児休業・出生時育児休業を取得し、受給資格を満たしていれば、子が1歳に達する日の前日（1歳の誕生日の前々日）まで原則として休業開始時の賃金の67%（180日経過後は50%）給付金を受給することができます。

～実際、どのくらいもらえるの？～

（例）1か月休業した場合：

休業開始前（産前産後休暇を取得した場合はその開始前）6か月間の賃金（総支給額）の合計を180で割った金額×支給日数（30日）×支給率を目安としてください。ただし、1か月あたりの支給上限額を越える場合は、一律上限額までの支給となります。

・上限額（支給率67%） 305,319円
（支給率50%） 227,850円（R4.8.1時点 毎年8月1日に更新される場合があります。）

※父母が同時期に育児休業を取得した場合でも、父母ともに育児休業基本給付金を受給することができます。

育児休業・出生時育児休業期間中の社会保険料の免除

その月の末日が休業期間中である場合、また、休業開始月中に14日以上以上の休業を取得した場合、社会保険料(※)が免除されます。なお、賞与の保険料免除は、支給月の末日を含んだ1か月を超える休業の取得が必要です。※給与明細の、「共済短期（健康保険）」、「介護掛金（介護保険）」、「退職等年金」、「厚生年金」が該当します。雇用保険料は、その月に給与支給がない場合は負担はありません。

■相談窓口を設けています

ダイバーシティ推進室では、教職員の仕事と育児などの相談を受け付けています。

○ダイバーシティ推進室HP > 相談窓口 <https://www.ibaraki.ac.jp/diversity/consultation/index.html>

本学は育児休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。また、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

○ハラスメント相談窓口 人事労務課 (TEL: 029-228-8016) または各部署のハラスメント相談員
<https://www.ibaraki.ac.jp/staff/audit/index.html>



男性が育児休業を取得するメリット

夫のメリット…… 子どもと一緒に過ごす時間の確保、育児・家事スキルの向上、これまでの業務の進め方を見直すきっかけ、時間管理能力・効率的な働き方が身につく

妻のメリット…… 育児不安やストレス軽減、就労継続・昇進意欲・社会復帰への意欲の維持

職場のメリット…… 仕事の進め方・働き方を見直すきっかけ、職場の結束が強まり「お互い様」でサポートしあう関係構築（育児休業だけでなく、病気による入院や介護休業等で不在になる可能性も）、雇用環境の改善による離職率の低下・応募者の増加

～育児休業取得の声～

茨城大学ロールモデル集「Diversity & Inclusion」より▶



少しでも多く子供の成長する姿を見られたらいいなと思って取りました。育児って、本当にやってみないとわからないことも多くて、こんなに大変なものだったのかと思いました。

仕事がスムーズに回るかなという不安はありましたけど、思いのほか、普通に回っていたようで、気にしすぎなんだなと思いました。収入も漠然と思っていたよりは減らなかったです。

子供のお世話はもちろん、産後のケアや女性のキャリア形成のためにも、男性に家事や育児を担ってもらいたいですね。



■育児休業以外の両立支援制度もご利用ください

本学の両立支援制度はこちらからご覧いただけます。

○ダイバーシティ推進室HP > 両立の支援 <https://www.ibaraki.ac.jp/diversity/worklife/index.html>



妊娠・出産・育児

	妊娠	出産予定日の6週間前	出産	出産後2週間	出産後8週間	1歳	3歳	小学校就学	中学校就学
女性	時間外・休日・深夜労働・変形労働時間制の免除								
女性	保健指導・健康診査 ※								
女性	休息・補食のための休憩								
女性	通勤緩和 ※								
女性		産前休暇	産後休暇 * 産後8週間を経過する日まで						
男性			配偶者出産休暇						
男性		配偶者出産育児休業	* 産後8週間を経過する日まで						
女性・男性			出生時育児休業						
女性・男性			育児休業 * 非常勤教職員は子が1歳に達するまで						
女性・男性			保育時間						
女性・男性			子の看護休暇						
女性・男性			育児短時間勤務						
女性・男性			早出遅出勤務						
女性・男性			時間外労働及び休日労働の免除						
女性・男性			時間外労働の制限						
女性・男性			深夜労働の制限						

* このほか、共済組合、雇用保険、託児支援制度、その他の事務手続きについても掲載しています。

* 各種手続は所属の総務担当係を通して行ってください。